

令和5年度(2023年度)空知地域野生鳥獣等対策連絡協議会 議事概要

開催日時：令和6年(2024年)2月21日(水)13時30分～16時00分

開催場所：空知合同庁舎 4階 講堂

出席者：別添「出席者名簿」のとおり

## 1 議題

- (1) エゾシカ対策の現状と取組状況について
- (2) ヒグマの現況と対策について
- (3) アライグマの現況と対策について
- (4) 管内市町の野生鳥獣対策の取組みについて
  - ア 三笠市
  - イ 美瑛市
- (5) 鳥獣被害防止対策の推進について
- (6) 国有林での有害鳥獣捕獲事業実施と捕獲連携事業等について
- (7) 質疑応答

## 2 議事

- (1) エゾシカ対策の現状と取組状況について
  - ア 北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係の押切技師からエゾシカ対策(資料1・2)について説明。

### (特記事項)

- ・資料1-1の説明。エゾシカの現状について説明。72万頭生息しており、空知は19万頭生息している。
- ・資料1-2の説明。メスシカが捕獲しやすい一斉捕獲期間の2～3月の捕獲強化を呼びかけ。
- ・空知総合振興局で実施している雨竜沼湿原内でエゾシカを捕獲する事業について補足説明。
- ・資料1-3の説明。資料1-4及び資料1-5は割愛。
- ・資料2-3及び資料2-4の説明。補足として空知総合振興局で実施した空知管内の飲食店でエゾシカ肉料理を提供したエゾシカフェア2023及び三笠高校生を対象としたエゾシカ肉の栄養や解体実習を実施した学習会を説明。
- ・資料2-5の説明。鉛弾の使用禁止を呼びかけ。
- ・資料2-6の説明。エゾシカ捕獲の推進について説明。
- ・資料2-7、2-8、2-9については割愛。

- (2) ヒグマの現況と対策について

ア 北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係の金澤技師からヒグマの現況と対策について(資料3)の説明。

### (特記事項)

- ・資料3-1 令和5年度は空知管内でヒグマ注意報の発出がない旨の説明。
- ・資料3-2 令和4年度に空知管内で実施した北海道ヒグマ緊急時専門人材派遣事業について説明。
- ・資料3-3の説明。捕獲範囲や捕獲数について地域の実情に沿って変更可能であることを説明。令和6年度春期管理捕獲強化の支援事業実施も併せて説明。
- ・資料3-4の説明。令和6年度版空知地域ヒグマ対策実施計画の策定に向けた更新の実施についての協力呼びかけ。
- ・資料3-5、3-6、3-7については割愛。

(3) アライグマの現況と対策について

ア 北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係の金澤技師からアライグマの現況と対策について（資料4）の説明。

（特記事項）

- ・北海道アライグマ捕獲プログラムを広域で展開する事業の実施について説明。
- ・アライグマ対策広域連携部会を令和6年3月31日で廃止することについて説明。

イ 質疑応答（3（1）～（3）について）

（美 唄 警 察 署） 人材派遣事業の他にヒグマ防除で使用するドローン等機材の補助はあるのか。ない場合は要望したい。

（空知総合振興局） 要望については了解した。野生鳥獣対策の機材補助等現状ないため、ヒグマ防除以外にも防災目的等で併用して活用できる機材もあるので様々な補助を目的に沿って活用をお願いする。空知総合振興局としても情報があれば共有する。

（美 唄 警 察 署） ヒグマ対策を実施している市町が同一でないため、クマ出没時 etc 等緊急時の対応を明確にしたガイドラインが必要である。

（空知総合振興局） 令和5年度に空知総合振興局が策定した空知地域ヒグマ対策実施計画において緊急時の対応を整理している。運用の中で検討や修正を実施する際に地域の実情などに沿って修正をお願いしたい。

（美 唄 警 察 署） ヒグマ出没時などの緊急時に小中学校は市町から連絡があるが、高等学校は市町で教育委員会が異なるため連絡することができない。連絡体制について確認したい。また、連絡体制として教育委員会も関わるので本協議会への出席が必要だと思われる。

（空知総合振興局） 警察から高等学校の連絡体制については110番通報後、所轄警察から北海道警察本部へ連絡いただければ、北海道警察本部から北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室、北海道教育局、道立の高等学校の順で連絡方法が確立されている。空知教育局の本協議会の出席要望は検討していきたい。

（猟友会砂川支部） ヒグマ防除で使用する機材の一つであるドローンについてはヒグマを探す際にも有効である。ただしドローンは機材として高額であるため猟友会での購入が難しい。ドローンを所有していない市町もあるため、空知総合振興局として早急に用意の手助けを実施すべき。

（空知総合振興局） 要望として承る。

（猟友会砂川支部） 春期管理捕獲を実施するにあたり空知総合振興局は猟友会でヒグマを駆除できるハンターがどの程度いるのか詳細に把握しているのか。春期管理捕獲でもヒグマ対応を実施する際は猟友会などのヒグマについて知識が豊富な人材が必要である。

（空知総合振興局） 春期管理捕獲の実施にあたり北海道全体の狩猟者が不足していることは空知総合振興局も把握しているが、各市町の狩猟者不足については各市町の担当者から話としてのみ伺っている。春期管理捕獲では経験者及び経験が浅い狩猟者が組み、経験を積む人材育成も目的としている。今後はヒグマ捕獲経験がない地域などにおいては広域的に春期管理捕獲を実施する方法もあるので相談があれば空知総合振興局にご連絡をお願いする。

（猟友会砂川支部） 本協議会の議事にはなかったが、ハーフライフル銃の規制強化について空知総合振興局はどのような見解をもっているのか。

（空知総合振興局） 北海道としては北海道猟友会の支部やエゾシカ協会、ヒグマの会などの関係団体の表明と併せて申し入れをしている。令和6年2月8日にはハーフライフル銃の所持ができない条件が変わっている。ハーフライフル銃の規制強化はエゾシカやヒグマの捕獲に重大な懸念が生じることを承知しているため、引き続き働きかける。

（猟友会砂川支部） 春期管理捕獲の人材育成では実際にヒグマを撃ったことがある狩猟者で連携することが必要である。外部団体や専門家ではなく、実際に現場対応をしているのは狩猟者であることから警察、市町、空知総合振興局の三者が現場にて状況を聞くことが重要である。

(空知総合振興局) 空知総合振興局も現場対応を実施している狩猟者と関わりながら対応する必要性を重々承知しているため引き続き現場でもご教示をお願いする。

(4) 管内市町の野生鳥獣対策の取組みについて

ア 三笠市地域おこし協力隊の高崎氏から会場スライドにて春期管理捕獲事業の実施状況について説明。

(特記事項)

- ・令和5年度の春期管理捕獲の課題として開始時期の重要性について説明。例年より雪解けが早く、笹藪の露出が早いことヒグマの痕跡である足跡の発見が困難であったことを説明。
- ・令和5年度の春期管理捕獲の課題として昭和と令和の春にヒグマを捕獲することの違いについて説明。駆除の実施場所が国有林主体の奥山から市街地周辺の山林になったことで冬眠穴など情報がないことや発砲場所が市街地に近いことで生じるリスクについて説明。
- ・令和5年度の春期管理捕獲の課題として金銭や肉体面の負担について説明。ヒグマを捕獲した際の処理や捕獲にあたっての銃の管理などの金銭面の負担が大きいことや山の中を長い距離踏査することによる体力面の負担が大きいことについて説明。
- ・令和6年度の春期管理捕獲の実施体制として新たな目的として市街地周辺のヒグマの生息状況を追加したこと説明。
- ・令和6年度の春期管理捕獲の実施体制として捕獲実施隊及びアドバイザーに分かれた体制について説明。
- ・令和6年度は春期管理捕獲強化の支援事業があるため金銭面の負担を減らすために活用することを説明。

イ 美唄市地域おこし協力隊の二木氏から美唄市の野生鳥獣対策について(資料5)の説明。

(特記事項)

- ・活動の一環である捕獲を実施する中で自身がハンターになる障壁と感じた道具の調達や技術の習得についての説明。猟銃を除く道具については自身の体型や使用用途、癖などに合わせてカスタマイズする工夫を実施している。
- ・捕獲技術などの各ハンターが経験で得た専門的な知識や技術を継承することが重要であることの説明。専門的な知識や技術の共有が従事者を増やし、農業被害の減少につながることに説明。
- ・地域住民との交流の重要性について説明。地域おこし協力隊として鳥獣の捕獲などに携わるには地域住民のご理解が必要なため積極的なコミュニケーションが必要である。地域おこし協力隊の立場を活かして鳥獣対策などに柔軟に対応することが重要であることの説明。
- ・地域のジビエ振興で携わっている北海道のエゾシカ肉処理施設認証制度を受けた株式会社 Mt. について説明。ジビエの捕獲から出荷までの個体管理を行うことで食の安全や実際に捕獲している狩猟者の適切な処理に繋がることを説明。

ウ 質疑応答

- ・質疑なし

(5) 鳥獣被害防止総合対策交付金について

北海道空知総合振興局産業振興部農務課の梅田専門主任から資料6のとおり、鳥獣被害防止総合対策交付金について説明があった。

(特記事項)

- ・シカ対策特別事業(シカ緊急捕獲対策)のエゾシカ1頭当たりの補助額に1,000円上乗せの農水省の案があったが、財務省との協議の結果、食肉処理9,000円、焼却処分8,000円、それ以外7,000円である説明。他の鳥獣の事業補助金は変更なし。

(6) 国有林での有害鳥獣捕獲事業実施と捕獲連携事業等について

林野庁北海道森林管理局空知森林管理署の山下森林整備官から資料7のとおり、国有林野内で実施される有害鳥獣捕獲事業及び捕獲連携事業等について説明。

(特記事項)

- ・市街地付近などの緊急を有するヒグマ対応がある場合は森林管理署まで電話の一報を入れる旨の説明。
- ・今年度の国有林の捕獲事業について、R5年度は芦別市、夕張市、栗山町の協力を得て実施。R6年度についても芦別市、夕張市、栗山町において実施を予定している。
- ・狩猟をする際に国有林や道有林の銃猟禁止区域や可猟区の区域をスマホで見ることができるので、参考資料をご確認ください。

(7) 質疑応答（全体を通して）

(猟友会砂川支部) 国有林において一般狩猟の許可はでないのか。

(空知森林管理署) 一律に禁止しているわけではなく、事業等がある場所は禁猟区にしている。今年度は狩猟者の要望もあるため、管内市町の一部可猟区を調整し少し広くしている。また、空知森林管理署では市町村の要望があった場所は事業調整をした上で有害鳥獣捕獲許可を出している場所もある。

(猟友会砂川支部) 狩猟期間である10月1日から3月31日までの期間設定について確認したい。

(空知総合振興局) 空知管内では各地域の実情や意見を踏まえ最長期間の10月1日から3月31日まで設定している。可猟区等の場所については配布しているハンターマップでご確認をお願いします。

(猟友会砂川支部) 高い藪や山菜採りの人が山に入る期間など実際の駆除が実施できる時期は限られている。猟期が最も効果的である。

(空知総合振興局) 空知総合振興局としても地域の実情を十分に確認しながら今後も意見を伺い対応させていただく。

以上